

令和6年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	<p>1. 会長・副会長の選任等について</p> <p>2. 新たな地域コミュニティ制度の見直しについて(中間報告)</p> <p>3. その他</p>
日時	令和6年12月27日(金)15時00分から17時00分まで
場所	市役所本庁舎4階 会議室2
出席者氏名	<p>(出席委員)</p> <p>小林委員、吉村委員、杉山委員、若林委員、澤邑委員、三輪委員、名和田委員</p> <p>(事務局)</p> <p>寺島くらし安心部長、三浦市民自治推進課長、竹井課長補佐、原田主査、片原主事</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 【資料1】認定コミュニティ制度による公益の増進のための活動に関する調査審議について(答申) ・ 【資料2】工程表 ・ 【資料3】認定コミュニティ制度の見直しについて(中間報告) ・ 【参考資料1】情報交換会での各地区からの意見(まとめ) ・ 【参考資料2】情報交換会での各地区からの意見 ・ 【参考資料3】各地区からの追加意見 ・ 【参考資料4】茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則 ・ 委員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	なし

○事務局

令和6年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。

はじめに、配布資料について確認させていただきます。

事前送付させていただいたものとして、

- ・ 次第
- ・ 【資料1】認定コミュニティによる公益の増進のための活動に関する調査審議について（答申）
- ・ 【資料2】工程表
- ・ 【資料3】認定コミュニティ制度の見直しについて（中間報告）
- ・ 【参考資料1】情報交換会での各地区からの意見（まとめ）
- ・ 【参考資料2】情報交換会での各地区からの意見
- ・ 【参考資料3】各地区からの追加意見
- ・ 【参考資料4】茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則

また、当日配付資料として、

- ・ 委員名簿

をお手元にご用意してございます。資料の不足等はありませんでしょうか。

続きまして、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。

（事務局職員紹介）

また、新たに委員の皆様が初めてお揃いになる会議となりますので、お手数ですが、委員の皆様にも簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の名簿の順番で、小林委員よりお名前と併せて簡単に一言お願いいたします。

（各委員自己紹介）

ありがとうございました。皆様どうぞよろしく願います。

続きまして、会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないという規定があります。

本日、若林委員はオンラインでの出席となっております。本日は、7名の委員の全員に出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

それでは議題に入ります。

議題1「会長・副会長の選任等について」を議題とします。お手元の参考資料4「茅ヶ

崎市地域コミュニティ審議会規則」をご覧ください。規則第4条第1項において、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。」と規定しております。

まず、本審議会の会長の選任につきまして、皆様の御意見をお伺いしたいと考えております。なお、会長の職務は、規則第4条第2項において、「会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。」と規定しております。

御意見はありませんか。

○若林委員

前回の任期である令和4年から令和6年まで会長を務めていただいている三輪委員に、これまでの御経験から引き続き会長をお願いするのはいかがでしょうか。

○事務局

若林委員より三輪委員を推薦する御意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員

(異議なし)

○事務局

三輪委員、会長のご就任について、御承諾いただけますでしょうか。

○三輪委員

承知しました。

○事務局

ありがとうございました。会長につきましては、三輪委員にお願いをさせていただきます。

続いて、副会長の選任に移りたいと思います。副会長の職務については、規則第4条第3項において「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」と規定しております。皆様の御意見を願います。

○三輪会長

過去に本審議会の会長を務めていただいた経験があり、認定コミュニティの制度構築段階から茅ヶ崎市に関わっていただいている名和田委員に、これまでの御経験や幅広い御見識から、副会長にご就任いただければと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○名和田委員
(異議なし)

○事務局
名和田委員、副会長の御就任について、御承諾いただけますでしょうか。

○名和田委員
承知しました。

○事務局
ありがとうございました。副会長につきましては、名和田委員にお願いをさせていただきます。
それでは、三輪会長、名和田副会長より、一言、就任の御挨拶をお願いいたします。

(会長、副会長より挨拶)

○事務局
ありがとうございました。今後の議事につきましては、規則第5条第1項に基づき、三輪会長に進行をお願いいたします。

○三輪会長
それでは、議事を続けます。
続きまして、本審議会の議事録の形式について、決めたいと思います。議事録については、全文筆記か要点筆記のいずれかの形式となります。これまでは、後から見返したときに審議会の流れがより詳細にわかるように全文筆記としておりました。今回以降についてもこれまでと同様に、全文筆記の形式でよろしいでしょうか。

○委員
(異議なし)

○三輪会長
それでは、今回以降も全文筆記の形式で、事務局で作成をお願いいたします。
次に、議題2「認定コミュニティ制度の見直しについて(中間報告)」に移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

オンラインでも資料共有をさせていただきます。皆様お手元には資料Ⅰを御用意ください。

事前に委員の皆様には、一度こちらの資料を御確認いただき、説明も簡単にいたしました。本日第Ⅰ回目の審議会ですので、これまでの経緯を振り返る意味で、丁寧にもう一度御説明をさせていただければと思います。

資料Ⅰの右上の日付が令和6年3月29日ということで、この日に前期の審議会の皆様から茅ヶ崎市長宛に答申という形でいただいている答申書がこちらの資料Ⅰです。タイトルの下に、令和4年8月9日付とありますが、こちらが市から審議会に対して諮問をさせていただいた日付です。令和4年から制度検証をスタートし、一旦令和6年3月29日に答申をいただいたという内容でございます。

諮問事項については、「認定コミュニティ制度に関わる事項について」ということで、答申の内容については、(1)から(4)までございまして、(1)(2)(3)が主な答申内容となっております。(1)は市長が定める認定区域について、(2)が協議会の認定条件について、(3)が協議会の運営費等についてということで、この後それぞれについて詳しくお話をさせていただきます。

1ページをご覧ください。制度の検証をするきっかけについて簡単に触れさせていただきました。第一段落のところを読ませていただきます。茅ヶ崎市では、平成24年度から、地域が一体となって地域課題に取り組む新たな地域コミュニティ制度が進められてきました。平成28年度には条例が施行され、市内にある13地区のうち12地区でまちぢから協議会が設立され、地域課題の解決に向け様々な活動が行われている状況となっております。

少し飛ばして読みますが、条例の施行から8年あまりが経過し、各まちぢから協議会では様々な工夫や、活発な取り組みが展開されています。制度の目的である地域課題の解決に向けて成果があらわれている一方、担い手の不足や参加者の負担増、運営経費の不足など、制度や活動を展開する上での課題も顕在化しているという状況になっています。各地区が足並みを揃え全体としてボトムアップを図りながら、認定コミュニティ制度をよりよい形へと進化させるため、茅ヶ崎市では令和4年度から制度の検証に着手しているところです。

続いて2ページですが、検証する上で課題抽出をする必要があったことから、項番2では、各種調査等の実施ということで、まちぢから協議会で実際に活動していただいている方や一般の市民の皆様に、アンケートやヒアリングをさせていただき、課題を抽出する

作業をさせていただいております。(1)から(4)までの様々な機会を通じて意見の収集をさせていただいたということになっております。

内容については割愛をさせていただきますが、それらの調査によって導き出されたものを、市としてまとめて、地域の方々と意見交換をさせていただき、現在に至っております。

資料3ページをご覧ください。3ページ、項番3の課題に対する改善方策等ということで、先ほどのポイントになる(1)から(3)までを、このページ以降に記載しております。答申をいただいた内容について少し具体的に御説明をさせていただければと思います。

まず(1)市長が定める認定区域についてということで、まちぢから協議会が活動する区域は市が定めておりますが、まちぢから協議会区域と、茅ヶ崎市内の小中学校の学区が一致していないという現状があります。現在のまちぢから協議会の区域は、前身である自治会連合会の区域がベースとなっています。自治会連合会の区域は、小中学校の学区と一致していませんでしたが、まちぢから協議会に制度として移行する際にも、区域の整理は行われなままとなっております。一つの自治会であっても複数の学区に跨るという事例もございます。

現状を踏まえての課題ですが、一つ目、防災や交通安全等の学区に紐づく地域活動については、複数の地区のまちぢから協議会で情報共有し対応する必要がある。二つ目、一つの団体から複数の地区のまちぢから協議会に参加しなければならないため、参加する方の負担が大きくなっている。三つ目、一つのまちぢから協議会が複数の学区に跨る場合、当該地区内にある最も多くの児童が通う学校に通っている児童生徒にしかイベント等が周知できない。地域の課題としてこのようなものが挙げられています。

審議会からの答申では、改善方策ということでまとめております。隣接するまちぢから協議会の合意に基づき、柔軟に区域を変更できるように市として検討することという審議会からの答申になっております。改善方策の例としては、一つ目、すべての地域で一律にまちぢから協議会の区域と小中学校の学区を一致させることは困難であるため、各地区の実情に応じて部分的に変更を行ってはどうか。二つ目、児童生徒数に基づき再編される学区をまちぢから協議会の区域に合わせて変更することができないため、まちぢから協議会の区域を、学区に合わせることを検討してはどうか。三つ目、隣接する地区の境界において新たにマンション建設や平面開発がされる場合は、市から自治会の新規設立や既存自治会への統合、まちぢから協議会の参加を促すとともに、必要に応じて区域の変更についても意見を吸い上げ働きかけてはどうか。例としてこのようなことが提案をされております。

続きまして、4ページの(2)各地区まちぢから協議会の認定条件について御説明させ

ていただきます。現状から申し上げます。現状、まちぢから協議会として認定を受けるには、区域で活動するすべての自治会が構成員になることが条件ということで、市の条例でこのように定められております。根拠としては、米印のところに書かせていただいておりますが、公益を増進するための活動は、当該地区において、自治会相互の連携により多面的に展開されることが望まれることから、条例で認定条件を規定しているということで、平成28年度に条例を施行した際に、市としてはこのようなことを期待して、条件を設定しているという背景がございます。

現状に対する課題です。一つ目、地区内にまちぢから協議会の参加を望まない自治会がある場合は、まちぢから協議会の認定を受けることができない。二つ目、すでに認定を受けている地区でも、地区内に新たに自治会が設立された際に、まちぢから協議会への参加を望まない場合は、認定が取り消しとなってしまいます。現在の状況としてマンションの増加などもあります。今後、既存の自治会から分割して、マンションが独自に新たな自治会を設立することが想定され、新たな自治会がまちぢからへの参加を希望されない場合は認定取り消しになるリスクをはらむといったこととなります。

審議会からの答申でございますが、区域で活動するすべての自治会が、構成員にならなくても認定が受けられるよう、条件を変更することについて検討することとされています。改善方策の例としては以下の3点です。一つ目が、今後既存の自治会が脱退した場合や、新たに設立された自治会が参加しなかった場合でも、直ちに認定取り消しとはせず、地区内での多面的な活動を担保できる構成を考慮した条件としてはどうか。二つ目が、条件を変更することで、脱退する自治会が生じるリスクもはらんでいることから、まちぢから協議会との慎重な議論を行う必要がある。三つ目、自治会に準ずるコミュニティ組織として活動しているマンション管理組合等について、まちぢから協議会の構成員として扱うか整理をする必要もあるのではないかと。以上の内容が答申として挙げられております。

5ページの(3)まちぢから協議会の運営費等についてということで、こちらは予算のお話になります。現状として、地域活動を支援するための補助金として、市から1地区のまちぢから協議会に対して、運営等助成金25万円。そして特定事業助成金、上限200万円を交付しております。運営等助成金は、まちぢから協議会の運営及び一般事業を実施するための補助金。特定事業助成金は、地域における課題の把握または解決に特に資する事業を実施するための補助金、運営以外で地域が独自に企画した事業に対して交付される補助金です。

課題は2点ございます。

一つ目が、まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施に当たり、運営等助成金では、事業費の全額を賄うことができないことから、不足する分を自治会分担金や寄付金により

補っている。まちぢから協議会の財源がないため、自治会からもお金を集めている状況があること。二つ目、広報紙の発行など、毎年度定例的に実施されてる事業についても、特定事業助成対象事業として申請を行わなくてはならず、煩雑なため事務負担が大きくなっている。こちらは特定事業の話になりますが、事業企画をして市に書類を出し、審査を受け、認定がされると、補助金が交付されます。その一連の事務が煩雑であり、負担が大きいというところが課題となっています。

審議会からの答申ですが、自治会分担金に頼らずとも事業が継続できるように、運営等助成金の額や対象事業の見直しを行うことについて検討する。

改善方策の例としては、一つ目、市で交付している様々な補助金の整理を行った上で、運営等助成金と特定事業助成金の予算配分を見直し、必要な財源を確保することで、まちぢから協議会の一般事業の実施を継続できる庁内の体制を構築してはどうか。二つ目が、広報紙の発行事業のように、各まちぢから協議会に共通する定例的な事業については、特定事業助成金ではなく、運営等助成金の対象事業としてメニュー化を行うことで、申請手続きの簡略化を図る。

まちぢから協議会に対する提案ですが、助成金の対象とすることができない経費、例えば飲食代などについては、関係団体や事業者に寄附を募るなど、まちぢから協議会としても独自に工夫を行う必要がある等の改善方策の例が挙げられています。

この3点については、引き続き地域の方々との意見を交換しながら、深く掘り下げていきたい内容ということで、これまでの経過について簡単にご紹介をさせていただきました。

一旦ここまでのところでご質問等を受けていければなと思っております。

○三輪会長

事務局から、答申の詳細について説明がありました。新任の委員の方々と、御質問等ありましたらお受けいたします。

○小林委員

参考資料の2、アンケート調査の件についてです。

(2) アンケートの調査で1,174名の皆様に御協力いただいたようですが、こちらはこういった方に御協力をいただいたのでしょうか。男女比や年齢などはわかりますか。

○事務局

では事務局より回答させていただきます。

こちら対象については、実施場所に市役所、各コミュニティセンターと書かせていただ

いております。実施期間中に市役所、各コミュニティセンターに御来庁された方々を対象に、アンケートをとらせていただいて、設問に対して答えていただいたものになっております。本日、アンケート結果については配布させていただいていないのですが、年代や性別などの属性についても集計をしております。

○三輪会長

私からも補足すると、居住地も聞いておりますので、方向性の参考にはしております。

○事務局

新任の委員の方々には、そちらの資料をお渡ししていないので、審議会終了後に資料を共有させていただきます。

○杉山委員

改善方策の認定区域の部分ですが、まちぢから協議会の区域と学区の区域があっていないというところ。元々のストーリーは、合ってなくても良いといったところから始まっているのではないのでしょうか。例えば、このタイミングでは合ってなくても良かったけれど、今は合わせないといけないという方向性での議論なのではないのでしょうか。元々の出発点はどこにあるのか。そして、今どうしたいのかを教えてくださいませんか。

それに合わせて、認定条件の部分で、自治会すべてが加入することですが、そこも元々のストーリーが、自治会連合会が前身であれば、当然自治会は全部入りますとなりますが、当初の経緯が解れば教えてください。

○事務局

1点目の認定区域について。これは制度発足のときには、学区と一致してないということ为前提とし、それを良しとした形でスタートしていました。当時と比べて、担い手が減ってきたという問題があり、この区域が一致してないことによって、その負担が大きくなることが明らかになり、今の人員体制では運営が難しくなりつつあることが時代の流れにより出てきました。その負担軽減ができるように線を引き直すといった工夫で対処できないかというのが、今回この(1)認定区域のところでは検討したい内容です。

2点目の認定条件について。こちらについては資料の4ページ、現状のところには書かせていただいた米印、ここで少し触れております。茅ヶ崎市のコミュニティ制度に関しては、制度を立ち上げた時に100%の自治会が入るということで条件設定をして、それが前提になっています。これは地域の自治会が多面的に、まちぢから協議会区域内をカバーすることが、よりよい自治に繋がる、地域活動の推進に繋がるということを狙い、条件を

100%として制度スタートしているということです。

○三輪会長

私からも捕捉します。学区が一致していない現状があるということで、今事務局が話していたとおり、学区が一致していないことによる不具合が生じているという声が、各所から上がっていることについて検討してくださいという答申を返したという状態です。

それは、担い手のことや自治会やまちぢからの区域でやらないといけないことが、二つの学区に跨っていたり、その逆のことが起きたりといった事象があると各所から意見が上がりまして、またそれも一様ではないという現状が明らかになりました。制度設計としては、学区と区域が一致していなくても良いというストーリーで進めているのですが、まちぢから協議会は住民が自発的に参加することを目的としているので、不具合が生じているのであれば議論をしないといけないということで、答申したという経緯があります。

もう一つの認定条件に関しても、具体的に申し上げますと、一つの自治会が加入しないことによりまちぢから協議会が立ち上がらないという事例もありました。本当は、まちぢから協議会として一定の補助と認定を受けながら活動したいのだけれど、全自治会が加入しないと認定を受けられないので進められないのです。これ、例えば新しいマンション自治会が出来たりしたときに、これまで同じ方向を見ていたその他の自治会にも影響が及んでしまうという問題もあります。このようなことから諮問が上がり、新たな方向性を検討してくださいという答申を出したということです。

この後説明があるかと思いますが、各まちぢから協議会それぞれの御意見もいただいております。真逆の意見ももちろんあります。そういった意見があるなかで、制度検証としての落としどころをどこにするのかは大事な観点になります。

○杉山委員

団体が地縁団体に限定されているとして考えると、なるほどといった意見なのですが、私実は学童野球のリーグ会長を地域でやらせていただいているのですが、そこでは学区に捕らわれず活動している。

まちぢから協議会のまちぢからという部分は、地縁団体だけに頼るのではなく隠れたちからに頼ることも大切で、茅ヶ崎には隠れたちからを持っている個人が沢山いるので、そこをどうにか活かさないものでしょうか。

○三輪会長

とても大切な観点だと思います。地域活動されている方は地縁団体以外にもいらっしゃいますので、そのちからをまちぢから協議会にどう取り入れていくのかというのは課題か

などと思います。

では、事務局の方で次の資料の説明をお願いします。

○事務局

では続いて資料2をご覧ください。横向きのA4の工程表という資料です。

こちらの資料については、前回5月に審議会を開催した時にお出しした資料になりますが、先ほど申し上げた、(1)認定区域、(2)認定条件(3)運営費等の今後の検討の工程についてまとめた資料になっております。左の区分に長期と書かれている三つの改善方策等が今申し上げた3点になります。

まず(1)の認定区域の見直し。内容としては、まちぢから協議会との調整、庁内の調整、見直しの時期の3つにまとめております。令和6年の3月、今年度末までにかけて、庁内調整やまちぢから協議会と調整をした上で、こちらはまちぢから協議会との調整が整い次第、令和7年の4月以降順次可能なものから実施をしていくというスケジュールで動ければと考えております。

続いて(2)の認定条件の見直し。こちらについては、条例改正の手続きが必要になることを念頭に置いた上で、スケジュールを組んでおります。逆算すると、ゴールとしては令和8年4月に見直しということで、ここに向けて、その前の段階では、令和7年12月の議会での条例改正の手続きがありますので、そこに向けての調整を進めていく。まちぢから協議会との調整による意見収集を引き続きした上で、7年度にかけては議会の手続きなどをしていくことを考えています。

(3)運営費等の見直し。こちらは、同じくゴールとしては令和8年4月。その前の段階としては、市内部の事務手続きとして令和7年の8月頃に、予算要求の手続きがありますので、ここに向けて関係部署協議ということで財政部局と折衝していく。それにあたっては、まちぢから協議会の方でどのようなお金をつけることを希望しているのか等の具体的な話についても、調整を進めていきたいと考えております。

資料2については以上でございます。

○三輪会長

条例改正が必要なものについては、前倒してパブコメや議会説明がありますので、スケジュール感としてはこのような形になります。質問等はございますか。大丈夫でしょうか。

では、資料1、2に関しては、答申に関連したスケジュールの流れですね。そして、資料3は見直しに関する中間報告、答申をしてから内容の吟味を各まちぢから協議会にさせていただいております。おそらく、資料3と参考1、2、3が関係したものになっている

かと思えます。

○事務局

では資料3以降について御説明させていただきます。この資料は今回新たに作成した資料です。

説明させていただく前に、1点資料の修正をお願いいたします。資料3の1ページの項番1のところに、黒い点が三つ振ってありますが、黒い点の一つ目と二つ目に括弧書きで参考資料1、参考資料2参照となっておりますが、この参考という2文字の文言については削除していただきまして、正しくは資料1資料2を参照していただくということで、先ほど御説明をさせていただいた2種類の資料については、参照先として記載をしています。申し訳ありません。

では説明に入らせていただきます。項番1が制度の見直しに関する経過及びスケジュールということで、先ほど3月の時に、答申をいただいて以降、今後どのような進め方をしていくのか、どう検討してきたかということの説明させていただければと思います。

まず、審議会からの答申を踏まえて制度の見直しに着手していること、それから制度の見直しにあたっては各地区まちぢから協議会と調整を行いながら検討すること、その調整にあたっては各地区担当職員がコーディネーターとなって各地区の意見を聴取し、令和7年3月を目安に一旦意見をとりまとめるということになっております。下のところに表がありますが、審議会、まちぢから協議会連絡会、各地区まちぢから協議会ということで三つのカテゴリーに分けております。

審議会とは皆様に御参画いただいている審議会、まちぢから協議会連絡会とは各地区まちぢから協議会の正副会長が一堂に集まる会議が毎月ありまして、その会議での検討内容ということを書かせていただいております。各地区まちぢから協議会というのは、13地区の会議を表しております。

まず3月に答申をいただいた後、6月15日に協議会連絡会で情報交換会という研修会を開催しております。そこで、先ほどの(1)から(3)の三つの検証事項について、投げかけをさせていただきました。

次に7月から11月の期間、その情報交換会で議論していただいた内容を、さらに各地区の会議に持ち帰っていただいて、各地区との調整をさせていただいております。11月にまた協議会連絡会で研修会を開催しております、その取り組みについてもう一度連絡会の方で検討していただいております。

12月27日審議会、本日その結果について中間報告をさせていただいております。以降、12月から3月については、各地区と再び細かい調整をさせていただいた上で、3月ごろに意見の取りまとめ、3月以降となっておりますが3月ごろを目安に、再度こちらの

調整結果の報告をさせていただきたいと考えております。

項番2、まちぢから協議会との調整のところは、7月から11月にやってきた内容をまとめたものになっております。

一番左の内容が(1)から(3)の検証事項、調整の流れと書いてありますが、6月15日の情報交換会で出された意見について、各地区にフィードバックをしております。その情報交換会で出された意見については、後程紹介いたしますが参考資料1、2でまとめております。

参考資料1、2で出された意見について、さらに各地区に持ち帰っていただいて、各地区の中で個別に調整をしていただくということで、それぞれの(1)から(3)の検証事項について質問を投げかけまして、それについて地域の方でどのように考えたか、考えるかということで、意見を吸い上げ、参考資料3にまとめております。本日は、この一連の参考資料1、2、3の経過を踏まえて、今現在出揃った意見についてそのあとの2ページから見直しの方向性と資料をまとめております。

2ページの説明に入る前に、先ほどの参考資料を簡単に御紹介させていただきます。

まず参考資料1参考資料2、こちらをご覧ください。1ページから4ページまでに各地区で出た意見を、先ほどの検証項目別にまとめた資料が参考資料になっております。参考資料2で、個別具体に出されたものをまとめたものが参考資料1で、参考資料1の方ではタイトルは情報交換会での各地からの意見まとめと記載をさせていただいております。

内容の紹介を簡単にさせていただきますが、参考資料1(1)認定区域について、主にこの時には、資料の上のところ①②③と三つ項目がありますが、この三つの質問について、地区の皆さんに議論をしていただいております。

①では、生じている課題があるかとお聞きしまして、課題あり、課題なし、そもそも当日検討しなかったところもありますけれども、内訳としては①に書いている地区がそれぞれ課題あり課題なしと感じていました。

実際に②のところでは、具体的な課題についてお聞きしています。例えば茅ヶ崎南地区では、コミュニティ意識が共有できない、南湖地区では防災訓練の実施場所と、実際の避難場所が異なるなど、各地区のそれぞれの具体的な課題を挙げています。

③は、具体的な変更内容ということで、課題を解決するためにどのように変更するべきかアイデアを出していただきました。例えば小和田地区では、隣に隣接する松林地区と一緒に検討して線引きを変えていきたい、松浪地区ではまちぢから、自治会を他のまちぢに変更したい、統合などについてもここで意見をいただいております。また、茅ヶ崎地区、浜須賀地区、湘北地区とありますが、こちらの地区では課題によってフレキシブルに対応できる仕組みが必要と考えており、区域を変えなくても話し合いで解決する考え方で、対面でコミュニケーションをとりながらより良い方向を探ることも必要ではないかという意見

が出されています。

続いて2ページが、認定条件についてということで、こちらについて①②③の設問を各地区に投げかけさせていただいております。

①-1条件を変更することに対する考えということで変更した方が良いと思う、どちらとも言えない、変更の必要はない、当日検討なしという内訳になっています。

①-2変更した方が良いと考える理由、変更しない方が良いと考える理由ということで、理由を聞いております。例えば南湖、松林地区では、マンション等の新しい自治会が設立した時にまちぢからに入らないケースが想定されている。一方、逆の意見としては、茅ヶ崎地区において参加率100%として地域全体をカバーするという位置付けは重要という意見が出され、100%という強制力がないと入らない、また、退会する自治会が出てきてまちぢから協議会が弱体化する可能性が心配されています。また、松浪地区では退会したいと考えている自治会がないため、変更する必要はそもそもないなど意見がでました。

以降は、具体的な条件を変更するときの認定の条件についてお聞きしております。例えば③-1では、3分の2以上の割合や80%といった具体的な目安となる数字が上がってきています。

続いて3ページ、まちぢから協議会の運営費等について御説明させていただきます。

運営費等については、①②ということで、運営等助成金と特定事業助成金のそれぞれについて、課題をお聞きしております。全体としては、先ほど申し上げた通り、お金が足りなくて活動が十分にできないことがかなり多くの地区から意見として出されております。温度感としては先ほどの(1)や(2)の見直しよりも、運営費等を優先して何とかして欲しいということで、かなり声が大きく議論がされています。

この参考資料1を地区の方でさらに検討していただいたものが、参考資料3ということで、まとめた資料になっております。

タイトルとしては各地区からの追加意見ということで、役員を中心に、参考資料2で話し合っていたいただいた内容を、さらにまちぢから協議会に参加していただいている様々な方に広く意見をもらって、集約した資料が参考資料3です。内容はかなり細くなるため、説明は割愛させていただきますが、運営費のところでも多くの意見が出ています。先ほど申し上げた通り、運営等の内容の検証がより望まれているということが温度感として明らかになっております。

以上を踏まえて、先ほどの資料3の2ページのところを続けて御説明させていただきます。

2ページ、市長が定める認定区域についてということで、答申以降本日までに地区と協議をし、方向性として考えている内容をまとめたものです。

①が各地区の状況ということで、各地区において、区域の不一致による課題が大なり小なり生じている実態があるようです。生じている多くの課題は、学区とのずれが大きな要因になっています。一部の地区では課題解決に向けて、各団体間で話し合いを行うなど、区域を変更しなくても柔軟な対応が図られているという事例もありました。

皆様の意見をまとめると下のマトリックスになります。課題があり区域の変更が必要であると答えているところが茅ヶ崎南地区をはじめ4地区、変更の必要がないというところが茅ヶ崎地区をはじめ5地区、課題なし変更の必要なしというところが4地区ございます。

②のところ、見直しを行う上での課題です。

今後において、学区の見直しは予定されていないため、まちぢから協議会の活動範囲に合わせて学区を変更することはできない。これは市の考え方ですが、茅ヶ崎市においては、学区の見直しを生徒児童の数による学区の見直しが必要になった場合においても、学区の見直しをするのではなく、その調整は特認制度と呼ばれる、通学先の選択によって行われることになっています。今後、学区の見直しを茅ヶ崎市では予定していないため、まちぢから協議会の活動範囲に合わせて学区は変えられないところが一つ目の課題と現状です。

二つ目、学区に合わせてまちぢから協議会の活動範囲を変更する。区域を直すということになると、学区が変えられない以上はまちぢから協議会の方を学区に合わせて変更する選択肢にならざるを得ませんが、変更するには地域間で時間をかけて慎重に調整していく必要がある。理由としては、自治会の区割り変更、分割をしたり統合したりが生じることとなり、これまで築いてきた住民同士の関係性の再構築が必要になる可能性もありますので、地域としてもどのように考えるのかがなかなか難しいところもあり、慎重な調整が必要であると考えております。

以上を踏まえて、③のところで見直しの方向性について書かせていただいております。

4点あります。まず一つ目、課題が生じた場合、まずは各団体間で話し合いを行うなど、柔軟な対応により解決を図ることを検討すること。

続いて話し合いで柔軟な解決ができない場合は、まちぢから協議会の活動範囲の変更や自治会の区割り変更などにより解決を図ること。

その際、各団体や地域間で調整を行う際には市民自治推進課の各地区担当者がサポートを行いながら検討していく。

4点目が、検討の結果からまちぢから協議会の活動範囲の変更が必要となった場合は、市としての所要の手続き、これは市長が定める認定区域の変更に関する告示の手続きがありますが、この手続きを進めることで、地域の状況に応じて市の方でサポートしていきながら、区域の変更が可能なように手続きを進めていくというのが、今後の見直しの方向性

として考えられる内容となっています。

続けて4ページ、(2)認定条件について御説明させていただきます。

①各地区の状況ということで、各地区の意見や考え方を、意見とそれぞれの地区名を表にまとめております。変更した方が良いと現在考えている地区が茅ヶ崎南をはじめ6地区、変更しない方が良いと考えているのが鶴嶺東地区、変更の必要はないと答えているのが2地区、どちらとも言えないが茅ヶ崎地区、意見がなかったのが3地区です。下のところはそれぞれの意見に対する考え方です。変更した方が良いと考えている地区の考え方について紹介します。マンション等の新しい自治会が、協議会に入らない場合や、既存の自治会が抜けるケースが想定されていること。本来注力すべき自治会活動に時間を割けない状況がある。自治会の規模にも大小があり、会長への負担にも違いがあるため、まちぢから協議会への参加は任意であるべき。本来の自治会活動がなかなか難しくなっているため、まちぢからの方に参加する余裕がないという状況も見えてきています。

また、一部の自治会がまちぢから協議会に参加しない場合、他の自治会の参加機会損失が生じる結果となり、地域の分断を招く恐れがある。まちぢからに入らない自治会があることにより、その他の自治会がまちぢからに参加できない状況が挙げられております。

一方、変更しない方が良いと答えているところ、鶴嶺東地区になりますが、参加率100%として地域全体をカバーするという位置付けは重要である。参加率100%という強制力がないと入らない。退会する自治会が出て弱体化が進むと挙げられています。

また、変更の必要がないと答えているところについては、各自治会の理解が得られており、変更の必要がない。退会したいと考えている自治会はないため、変更の必要がないと挙げられています。

②見直しを行う上で変更した方が良いと考えている地区、変更しない方が良いと考えている地区、これはどちらも合理的であり、折衷案について検討する必要があるという課題があります。

③見直しの方向性ですが、一部の地区においてのマンション自治会の未加入や既存自治会の退会が想定されることから、今後も各地区まちぢから協議会の組織体制を継続していくために、所要の手続きを経て、認定条件の変更を行うことは必要だと思っております。しかし、どの程度の割合で自治会の参加を求めていくかという条件については、引き続き検討を行いたいと考えてございます。どの程度の割合でというのは、例えば過半数なのか、8割か等の具体的な数字、条件については、引き続きまちぢから協議会と意見を交換しながら、検討したいと考えています。

(3)まちぢから協議会の運営費等について。

①各地区の状況ですが、多くの地区において、現在の25万円では不十分で不足を自治会からの分担金や寄付金に頼っています。自治会から集めた分担金を、まちぢから協議会

の事業費として、自治会未加入者にも使っているため問題となっている。まちぢから協議会は、地区の自治会加入未加入に関わらず全ての住民に対して、サービスや活動を提供する団体ですので、自治会から集めた自治会員のお金を未加入者にも使っているという状況に対して問題視している声が出ているということです。次に、担い手不足解消の観点からも、役員手当等を支払いたいが、現在の助成金では額が少ない。予算を計上できない。最後に、運営等助成金と特定事業助成金の一体化や、各地区の規模、世帯数や部会数に応じた助成金の交付により、自治会等からの分担金を集めなくてもやりくりできるような運営費の確保が望まれている状況です。

②課題については、助成金の見直しを行う上で各地区の事業規模に応じた助成額の算定が必要である。規模や活動のレベルが違うので一律 25 万円で交付している補助金、これがそれぞれの地区に応じて、実際どのくらい増額するのが妥当なのか、この額の算定についてはまちぢから協議会連絡会の 11 月 30 日の研修会の時にも議題として挙げさせていただきましたが、各地区の意向を踏まえて、具体的な数字を明らかにする必要があるかなと考えています。

③見直しの方向性について、どの程度の助成金が各地区によって必要なのか議論を行い、金額を算定した上で、最終的な方向性をどのようにするか引き続き検討していきたいと考えております。11 月 30 日の時に議論した内容については、各地区でまだ精度が高まっていない状態ですので、資料として御提示することが難しい状況でした。概要としては、各地区から役員やボランティアとして活動に参加している方々には今ほぼ無償でやっていただいておりますが、担い手が不足していることもあり、役員手当を今後計上して予算化し、お渡しすることでの活動を継続していける体制にしていきたいということで、役員手当の増額要望がかなり多くの地区からでていました。さらに、皆さんの勉強の機会や研修の機会といったことを重ねて、まちぢから協議会を高度なものにレベルアップしていきたいということで、研修費などについても盛り込んで欲しい、もっと盛り込んでいきたいというような要望もありました。また、コロナ禍で疎遠となって、組織が弱くなってしまったという反省を踏まえ、懇親をして結束を強めていきたいとの意見もありました。それに伴う食料費等も見込んでいただきたいというような要望をいただいております。そのような内容も踏まえて、今後引き続き地域と意見を交わしていきたいというのが現状の考え方で、資料については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三輪会長

資料 3 の方で御意見はありますでしょうか。資料 3 について補足をしておきます。

1 のスケジュールに関しての確認から、昨年 3 月、答申をしたことを踏まえて整理をして、まちぢから協議会の皆さんが集まる 6 月の情報交換会で答申内容をお見せしまし

た。認定区域のこと、認定条件のこと、運営費のことについて具体的にこれからお話していきますという宣言をしたのが6月ということでした。

その後、各地区で調整するにあたっては、まちぢから協議会の話し合いの場に担当の職員が、それぞれ1ヶ所1ヶ所に入りながら話をし、持ち帰るというやり取りを繰り返しております。11月30日の研修会の時には、6月の時よりも突っ込んだ議論をしました。

特に、(3)のテーマに関して、焦点を当てて話をしております。先ほど出た運営費に関して、これについては、来年度に話が出てくると思うのですが。まちぢから協議会が年度計画をしながら、何にいくら予算を出すかを毎年申請し、毎年実績報告をする。これを繰り返すのですが、実際にはそれぞれの団体でお金も使い方が全然違いますので、各まちぢから協議会の予算、これまでの使い方を振り返っていただきながら、具体的に話をして行く。

助成金の額25万に捕らわれず、最初から超えた額が必要なのではなど、具体的な数字を出すための作業を11月に実施し、今に至っていると認識しております。

中間報告の、特に(3)のところでは皆様方が各地区、どういうお金の使い方をしてきたかということ踏まえて、どこまで定常的に最初から交付を受けた方がいいのか、また団体によっては自治会費を充てているところもありますので、その辺りの塩梅もその場で赤裸々に共有して、議論をしていただいた形になります。

ということで、まだ中間報告で、先ほどのスケジュールで言いますと、12月ですので、3月にもう1度報告が出てきます。この後1・2・3月に、担当職員が各協議会の会議に出られる時に、検討するにあたって雑駁なご意見や、疑問点、助言などありましたら、皆さんに伺いたいと思います。

○若林委員

まず、説明で気になったことを確認したいのですが、小中学校の学区の関係です。

茅ヶ崎もいよいよ人口減少に入っている段階で、子供たちもかなり減ってきているところもあり、小学校によっては非常に小クラスになっている現状もあるわけですが、教育委員会は、学区の見直しをもうしないと言っているのでしょうか。特認制度みたいな言い方をしているようですがどうでしょうか

○事務局

結論として、見直しをしないわけではなくて、現状として学区の見直しはかなり調整が難しいということです。それを捕捉するため、特認制度を導入しています。

○若林委員

将来的には見直す可能性も認識はしているという考え方ですね。

もう1点、まちぢから協議会の運営費関係です。

11月の研修会で、具体的に算定作業に着手していただいているところですが、この運営費助成金は、毎年精算をしていただいていると思います。これは返還していただいている協議会もあるということによろしいですか。

○事務局

はい。一部の地区については返還をしている協議会もございます。

○若林委員

多くの協議会が足りないよということですね。人件費や研修費、食糧費等々の増額ができるといいなということの希望をあげているのですね。わかりました。

認定条件の関係で、変更した方がいいという意見の中で、参加を希望しない団体があるとあります。参加をしない団体がある程度集まり別の形で、まちぢから協議会のような団体を作り、市に何らかの助成を求めてくる可能性もあるのではないのでしょうか。

公費を投入している中で、その公平性を考えたときに、同じような活動をしている団体が、同じような助成を求めてくる可能性もある。もし、この辺を進めていくのであればそれらも想定しておかないといけないなと感じました。これは私の意見です。以上です。

○三輪会長

とてもいい観点から、特に3点目に関しては大切なお話を頂きました。他の委員の皆様はいかがでしょう。

○澤邑委員

運営交付金の金額を動かすよりも、人件費として一律に1回いくらと決めて実績払いするのはどうでしょうか。時間を割いて活動に出てきている方に対して、手当を出したいのは当然だと前からお話していますが、それをこの予算の中に入れようとするからいけない。そうしてしまうと、出てくる頻度が多いところは、人件費が嵩んで活動できなくなるということにもなりかねない。

なので、運営交付金とは別に人件費として、出てきた人に対して出てきた回数分の費用を支払うのも良いのではないかと思います。

飲食にお金がでないのは、場合によるのでしたよね。会議は駄目とか。懇親会で掛かったお金を全額補助するのはいかがなものかと思いますが、お茶代くらいは出てもいいのか

などと思います

○三輪会長

ありがとうございます。最初のお金の件については、茅ヶ崎市のまちぢに関連する全体予算の中の人件費を、25万円の中で賄うのではなく、別枠で人件費分を確保して、それとは別に25万がある方が良いという話ですね。

今、最低賃金や収入・副収入について国の方も動いているなかで、有償ボランティアのあり方と、収入の話はバランスが難しいですね。特に働きながらボランティアをされている方たちの報酬と収入の線引きは、もらって寄付するとか、もらわないとかいろいろ考え方はあると思います。ただ、ありがとうございますを対価で示しておきながら、あとはあなたの判断で辞退ですというのは、確かにあるのかもしれない。

そのようなことが、市の予算の中で出来るのかはわかりませんが、考え方としては、必要な経費として見込んで良いよねということがあるのかもしれないですね。他自治体のことも調べてみないといけません。

○吉村委員

まちぢから協議会の目的は、地域課題を解決することだと伺いました。地域課題は多くの住民に関わるものと、特定の住民に関わるものがあるって、それを解決するためにまちぢから協議会があると理解したのですが、その時に、この協議会をどうするか以上に大事なことが、どう貢献するかです。この地域がまちぢから協議会発足からどのように変わって、どう効果を与えているのかを私は理解してないので、その先にどうあるべきだという話に入り込めないところがあります。

本当にいい地域にしていきたいというところまでいった時の形がどうなのかというところですね。意見とも質問とも言えないのですが。

○三輪会長

はい、ありがとうございます。

今のご指摘は最もで、この後、来年度の計画と審査が出てくるときに、それぞれの地区で、抱えている課題と認識が少しずつ違いますので、それに対してどのように取り組もうとしているのかについて、予算配分やそれに合わせたお金の使い道の審査があります。

時期としてはいつ頃でしたか。

○事務局

毎年5月ぐらいに第1回審議会を開催させていただいております。その時に各地域の

課題とそれに対する対策などを、皆さんに見ていただく機会がございます。

○三輪会長

大量の資料を読み込まないといけません。それを見ますと本当に多種多様で、それぞれの課題感とか、取り組みの温度差、やり方の違いがある中で、全体としてはどのようにお金を回していくのかという本日の議題があります。また事務局の方から、昨年度までのことも事前に説明があるかと思いますが、その辺と照らし合わせながら今後御意見を随時出していただければと思っております。

○杉山委員

事務局へのお願いです。私の心情として、基礎データもしくはデータベースがどうなっているかを数値として欲しいなと思えます。

例えば、茅ヶ崎も大きく分けると、湘北エリア、松林エリア、松浪、南湖、梅田それぞれ、子供たちの人数の変化や、自治会の増減、移住者はどこが増えているのか増えてないのか等の基礎データとして、本当は持ってないと定性的な話をされても、そのベースがどこにあるのか掴めない。変化量については重要なものなので、本題についてのデータベースを作ってもらえたらわかりやすいと思えます。

もう一つは、各エリアの課題の共有はされているかと思いますが、エリアごとの傾向をデータ化してもらえると、より課題がわかりやすくなると思えます。

○三輪会長

一応データは持ってはいるのですが、それを説明するとなると膨大な時間がかかるからつけていないのかと思います。ですが、資料として常に置いておくの良いのかもしれない。

都市計画のビジョン的な話や、今後こういうところが空き家になりそうといった話だとか、そういうデータの部分も大切です。今は直近1~3年ほど先のことを見ていると思いますが、おそらくまちぢから協議会自体は10年後、20年後の街の改変を目指し、未来に向けて何をするかということ、議論してもらうのも必要だと思います。なので、行政として各エリアがどのように変化していく可能性があるのかを、職員の方々が入って情報を共有していく、そういうアクションも必要な観点かもしれないので、その辺は他部局を巻き込むことも必要かと思えます。

その他になにかございますか。

○小林委員

まずは、杉山委員のお話のとおり、ぜひ数値的なところを出していただけるとわかりやすいかと思います。

私、8年ほど前に三が丘自治会の会長を務めていたのですが、当時から今回の二つの課題が同時並行でありまして、緑が浜小学校ができて浜須賀の自治会が分断されるようなことがありました。それがテーマになったことを思い出しました。

三が丘は、ひばりが丘と松が丘と旭が丘の三つの自治会が集合してできたところで、一部が松浪小学校の学区になっていました。今回の課題を見ていると、同じような課題が今も続いているのだなと感じました。

予算が足りないとのお話がありましたが、自治会長を務めたとき、まだまちちから協議会の前の自治会連合会という団体があったのですが、それぞれの分担金というものがあり、自治会費として皆さんから戴いたお金で余裕があり、確か翌年に持ち越しをしていたと記憶しています。

そのあたり、各まちちから協議会でどのような事業をやっているのかわかると良いのかなと思いました。

○三輪会長

御意見ありがとうございます。

では、名和田副会長いかがでしょうか。

○名和田副会長

中間報告ということで、それぞれの見直しの方向性は良い気がします。いくつかお話をさせていただきたいと思います。

まず、学区のお話です。学区は日本のコミュニティ議論の中で重要な論点になります。よその自治体を見ると、学区と合っているように見えますが、学区というよりは連合自治会のエリアと合っているというのが実態かと思います。小学校とコミュニティエリアが、合っているところは多くあります。それは、明治の大合併で生まれた村で、その後昭和の大合併で吸収されたときに、連合自治会になった。明治の村は小学校を一つもっていて、つまり明治の村は小学校区というわけです。それが連合になったわけなので、当然連合と小学校区は合っていることが多いのです。しかし、人口が多ければずれていくので、とりわけ都心部ではずれています。

コミュニティエリアを定めるときに、学校の学区を取るか連合の区域を取るかとなると、連合区域を取ります。コミュニティは自治会に支えてもらわないと難しいですから。しかし、今学区とずれていることが課題になっているということには、根拠があると思います。学校側も、地域の力を借りようとして、学校運営協議会など地域を巻き込んでみた

り、学校コーディネーターを置いてみたりしておりますし、子供の精神的な成長の重要性に気がつき始めて、青少年活動に関心を向けたりしています。学区が持っている意味が最近増大したように感じます。

少し前までは、コミュニティは学区とずれがあるのは当然で、連合会区域に合わせて、当然だという認識でしたが、ここにきて学区と合っていないことが大きな問題になっているということは、むしろ子供の青少年問題に目が向いてきたということなので、とてもいいことではないかと思います。ただ、良いことであるだけでは課題は解決しませんので、今回の見直しの可能性に書かれていることをやっていくしかないのかなと思います。なので、次回以降はもう少し細かく考えていきたいところです。

次に、認定条件についてです。

他の自治体では、区域内の自治会の半分の加入が認定条件になっているところがあります。これはそれぞれの自治体の考え方、方向性だと思います。ただ、自治会そのものも、連合に入らないところや解散したいところが増えています。そういう時代になっている中で、どうしていくのかが重要です。

若林委員がおっしゃったことは大変重要なことで、まちぢから協議会に入らない団体が集まって類似の団体を結成し、市に対して補助を求めてきたときどうやって手を差し伸べるのか。今の仕組みでは、自治基本条例にコミュニティを尊重すると書かれており、尊重されるコミュニティの定義が広い。その前提のもとで、とりわけ、尊重されるコミュニティを生み出すというのが、条例の着眼点だった。だから、まちぢから協議会や認定されたコミュニティがより尊重されるようになっている。だから条例を作ったという経緯があるのです。

ただし、それを市民が受け入れなければ、結局それは間違った制度になってしまいます。

少し前の、1980年代には、住民の絶大な支持を得ている協議会を自治会が支えているような状態があり、自治会の加入率も極めて高く、それに対する条例の認定条件はシンプルなもので済んでいました。

しかし、今世紀になると、非常に細かく規定するようになり、1地区あたり一つのコミュニティとし、市長が区域を定めてその区域内に一つだけコミュニティを認定する。そうして、地域代表制を細かく担保していくように変化し、今回の地方自治法の改正で、指定地域協働活動団体という仕組みができたという流れになっています。

おそらく、自治会が地域活動を支えているという論理が、徐々に市民の理解を得られなくなりつつある状況を、若林委員の知見は的確に捉えているのではないかと思います。

実質の問題として、どうしたらその地域を真に代表していて、地域のために活動している協議会であると認められるのかという問題として、この論点を検討していく必要があります。

ます。

次に、お金の問題です。これは、戦略的に考えていく必要があります。

先ほど三輪委員がおっしゃったような有償ボランティアの考えを受容する意識も今高まっています。町田市で、「ボランティアは有償であるべきか、無償であるべきか」という市民アンケートを行いました。結果、「無償であるべきだ」と回答した人は12%でした。そして、自治会の会員の方は会員でない人に比べて無償であるべきだと考える傾向がやや強いことがわかりました。

しかし、町田市で、自治会の役員の方々にヒアリングすると「無償ではとてもできない。」との声が出る。自治会の会員の方と役員の方の間に差が出ているところについては、もう少し分析をしていかないと状況が掴めませんが、ボランティア活動は有償でやる機運が高まっており、それが当然の流れになっているようです。特に、農村部ではよりその傾向が強く、有償であり尚且つビジネスとして成り立っていて、農村生活を支えるための経済を作らなくてはならない。それが当たり前になっています。

それを、茅ヶ崎のような都市部で考えると、少なくとも協議会を運営していくためには事務局が必須で、事務局はやはり雇用された事務局員によって支えられるという体制であるのが当然ではないかと私は思っています。そんなに金がかかることをどのようにやっていくのかということですが、おそらく事務局も検討されているかと思いますが、茅ヶ崎市内にあるコミュニティセンターの指定管理者をまちぢから協議会にして、コミュニティセンターの事務局員をまちぢから協議会の事務局員にするということです。もちろん、設置条例の規定の仕方によりますけれども、設置目的の一つである生涯学習の振興などはしっかり取り組んでいく、そういう制度設計で、考えていく必要があります。現にそれをできている自治体はありまして、そちらの方向を目指していくという意味で協議会に対するお金の話は戦略的に考える必要があります。

役員手当とか、有償ボランティアとかは当然取り組むべきですが、さらにその先の事務局問題を検討するべきだと思います。

もう一つ、資料に記載があった気がしますが「市が各地域団体に配る補助金を整理すること」について、これは多くの自治体がやっていることです。つまり、一旦補助金を全て巻き上げてプールして、協議会に出すというもので、このようなやり方をするのかどうかという問題があります。地域のほうで交付金方式にして欲しいという要望がどのくらいあるのかわかりませんが。交付して、運営費の方は使わなかったら返金してもらうとのことですが。それから特定事業は、事業申請をして審査をして報告する仕組みです。あれは非常に評価方法が煩雑で、今の茅ヶ崎市のやり方は法律的には透明ではあるなと思います。

財政民主主義の問題も気になるところです。つまり、選挙で選出されていないまちぢから協議会の方々が、税金から拠出される補助金について決定権があるのかということ

す。日本では一度も裁判にはなっていませんが、ドイツでは裁判が複数回ありまして、違憲であると判決が下っています。なので、資金の問題はそういった面からも慎重に考えなくてはなりません。他方で、まちぢから協議会が活動していくためにはしっかりと資金を保証しないとイケませんので、体制を整えていかないとと思います。

以上のことを踏まえ、中間報告に示されている見直しの方向性については、当面これに則っていけばいいのかなど。方向性としてはわりとこれでいいのかなどと思います。以上です。

○三輪会長

ありがとうございました。示唆に富んだ御意見をいただきました。

一通り皆様から、御発言いただきました。中間報告ということで、いただいた意見も含め今回の議事録の内容を確認していただき、3月に向けて、案として精査が必要かと思えます。

私から一つ、認定条件のところで、湘北の方がエリアをカバーできる何らかの団体が入っていれば良いというのはありだと思えます。しかし、これが管理組合等だけでなく、事業者さんや企業さんが集積している、例えば商店街のようなエリアであれば、そういう方々が大半であるとき、地域の組織、ステークホルダーみたいなものは、どのように捉えてその内どれぐらいがカバーできるのかを話をしたほうがいいかもしれない。連合会や自治会だけじゃない場合もあるから、その辺も視野に入れていけたらいいかと思っています。

様々な意見がありますので、一度持ち帰って考えた方が良さそうですね

議題2に関しては、一通り皆様に御意見をいただけたかと思えます。最後、議題3その他に関して、事務局お願いします。

○事務局

特にありません。

○三輪会長

では、次回の日程を事務局お願いします。

○事務局

中間報告ということで、これまでの取り組みについて、新任の皆様を含めまして確認をし、認識を揃えていただくことができたのかなどと思います。

年度内に再度この審議会を開催させていただきたく、3月頃を目安に考えております。

本日は年末押し迫った中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。